

ダムのためのムダな利水計画

思川開発事による水道用水は、県南市町(栃木市、下野市、壬生町)に必要な

水道料金が高くなり

水質が低下する

1. 思川開発事業とは..... 3
2. 栃木県が思川開発により確保する水道用水とは..... 14
3. 思川開発で水道用水を確保する必要はない..... 18
4. 栃木県の考え方..... 25
5. 視点を変え、何が問題か、どうすればよいか..... 34
6. 県南地域の地下水をいかす市民ネットワークの運動・ 39
7. 代替案～未利用水の活用..... 43

栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク 早乙女正次

1

1. 思川開発事業とは



3

思川開発事による水道用水は、県南市町(栃木市、下野市、壬生町)に必要な

栃木市、下野市、壬生町の水道は、水源を全て地下水で賅っており、水質の問題もなく水量も十分に対応できている。今後は、節水機器の普及などによる一人あたりの使用水量の減少傾向や、人口の減少などから、水需要は減ってくると予想され、新たな水源を求める必要性は今のところ何もない状況である。しかし、栃木県は、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されているとして、危機管理上から思川開発による表流水を導入し、地下水の比率を65%に減らそうとしている。

地下水100% ⇒ 地下水65%、表流水35%

このため、水道料金が40～60%値上がりし、水質(味)が低下することが危惧されている。

「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」は、思川開発による表流水は導入しないで、豊かな地下水を水道水源として持続的に利用することを求め、「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」、「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」、「壬生町の水と環境を守る会」の3団体とこの趣旨に賛同する個人により設立された。現在、栃木市、下野市および壬生町の首長に対し「地下水100%の水道水の維持を求める要望書」の署名活動を展開している。

2

南摩ダムとは



南摩ダム 断面図

栃木県鹿沼市(利根川水系南摩川)
 コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム
 高さ86.5m
 総貯水量 5,100万m³
 工期 1969年度(S44)～2024年度(H36)
 事業費 約1,850億円

4

南摩ダムの建設予定地（南摩川）



南摩川は流域面積が非常に小さく(12.4km²)、小川のような川である。

5

事業の目的

- 洪水調整
 - ⇒ 治水効果はわずか(思川乙女地点で1.6%、利根川栗橋地点で0.14%)
- 「流水の正常な機能の維持」と「異常渇水時の緊急水の補給」(渇水時の補給等)
- 新規利水(水道用水の確保)
 - ⇒ 水道用水の需要は減ってきており、水余りの時代になっている。
 - ⇒ 南摩ダムは水の溜まらないダム

7



【導水施設】

- 黒川導水路 延長約3km 最大通水量 8m³/s
- 大芦川導水路 延長約6km 最大通水量20m³/s
- 南摩機場等 一式 (大芦川、黒川への逆補給)

6

都市用水(水道用水)の配分量

単位:m³/秒

自治体名	配分量	暫定(注2)	備考
栃木県	0.403		
鹿沼市	0.200		
小山市	0.219	0.114	
古河市	0.586	0.465	
五霞町	0.100	0.044	
埼玉県	1.163	0.278	非かんがい期(注1)
北千葉広域水道企業団	0.313		
計	2.984	0.901	

注1: 埼玉県は、非かんがい期の配分量で、かんがい期は農業用水からの転用で取得済み。
 注2: 思川開発による水道用水を予定しているが、まだ完成していないことから、緊急に必要とする場合に一時的に許可された暫定的な水利権。

8

思川開発の経緯

- きっかけは1964年、東京オリンピックの年の水飢饉(オリンピック渇水)
- 思川の支流、南摩川の上流にダムに適地を見つける
- しかし、貯水量は確保できるが集水面積があまりにも小さい(12.4?)
- 他の河川から水を集めてくる
鬼怒川水系大谷川(日光市今市)
思川支川(黒川、大芦川、荒井川)
⇒このため、事業名称は南摩ダムではなく思川開発

当初構想

南摩ダム 高さ115m 有効貯水量1億4千万m³
 導水路 19km(大谷川、黒川、大芦川、荒井川)
 都市用水 17 m³/秒

9

思川開発と関連している県営の東大芦川ダムが反対運動により建設を中止する(2003年7月)

栃木3ダム訴訟および湯西川ダム利水訴訟(2004年11月)

ハッ場ダム、思川開発、湯西川ダムの治水、利水負担金等の支出差し止め訴訟

結果的には、第一審(宇都宮地裁)、控訴審(東京高裁)、上告審(最高裁)で敗訴している。

しかし、控訴審判決(東京高裁2014年1月)の中で、「思川開発事業の利水者としての参画判断の際に基礎とした事情に一部変更が生じていることや、水道用水供給事業としての今後の見通しに鑑みて、被控訴人が思川開発から撤退することも、政策的には選択肢の一つとして十分考え得るところではある...」との記述があった。

⇒現在の「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」の運動が動き出す一つの契機になる。

ダム事業の検証

国土交通大臣からダム事業の検証にかかる検討の指示(2010年9月)

国土交通省が事業継続を決定(2016年9月)

11

事業実施計画(1994年11月)

大谷川取水反対に対する譲歩案

- ①大谷川からの取水量を約半分に減らす
- ②途中に行川ダムを造り、渇水時には南摩ダムから大谷川に逆送して補給する

南摩ダム 高さ105m 有効貯水量1億m³
 行川ダム 高さ52.5m 有効貯水量5千万m³
 導水路 20km(大谷川、黒川、大芦川)
 都市用水 7.1 m³/秒

この間に東京都が都市用水から撤退(1999年)

事業実施計画変更(2002年4月)

大谷川取水反対運動により大谷川からの取水を中止
 南摩ダム 高さ86.5m 有効貯水量5千万m³
 導水路 9km(黒川、大芦川)
 都市用水 2.984 m³/秒

10

思川開発の計画変更の推移

			当初計画	実施計画		変更		変更	
			1994年11月	1999年11月	2002年3月	2009年3月			
南摩ダム	高さ	m	115	105	105	86.5	86.5		
	有効貯水量	千m ³	140,000	100,000	100,000	50,000	50,000		
行川ダム	有効貯水量	千m ³	—	4,500	4,500	—	—		
	導水量								
大谷川	大谷川	千m ³ /年	120,000	60,000	60,000	—	—		
	思川支流		20,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
計			140,000	90,000	90,000	30,000	30,000		
都市用水						7.1	3.202	2.984	
	東京都					—	—	—	
	栃木県					2.970	1.040	0.822	
	栃木県						0.821	0.403	
	小山市						0.219	0.219	
	鹿沼市						(0.403)	0.200	
	茨城県	m ³ /秒	17	7.1	0.716	0.686	0.686		
	古河市						0.586	0.586	
	五霞町						0.100	0.100	
	埼玉県						2.223	1.163	1.163
	千葉県						1.236	0.313	0.313
北千葉広域							0.313	0.313	
特定かんがい	m ³ /秒			1.5	1.5	—	—		

12

思川開発事業 工事予定表(案)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
諸手續、各種補償									
契約手続き				水害 契約					
転流工					基礎掘削まで転流工				閉塞工
基礎掘削									
ダム									
築立工									
仮設備(コンクリート製造設備)					掘削工				撤去工
洪水吐きコンクリート									
放流設備									
管理設備									
契約手続き			公告 契約						
導水路									
取水放流工									
導水路・送水路等									
付替県道									
付替道									
付替林道									
試験湧水									

この工程表は、現在変更手続き中の事業実施計画（第5回変更）の内容に基づくものである。

(2) 事業費用

- ダムの負担金(工事費) 64億円
この負担金にさらに以下の費用が追加される。
 - ①ダム負担金の支払いが発生するまでの金利
 - ②水源地域対策特別措置法(水特法)による負担金
 - ③利根川・荒川水源地域対策基金事業の負担金
- 用水供給事業の建設費 253億円
栃木県は207億円としていたが、2017年度の業務委託の中で約46億円が追加となった。
なお、この費用にも営業開始までの借り入れ金の利息が今後追加される。
- なお、これらの費用は現時点のもので、特にダムの負担金はさらに高くなる可能性が大きい。

2. 栃木県が思川開発により確保する水道用水とは (1) 事業の概要

県営の県南水道用水供給事業(仮称)

水道水の市町村への卸売り事業

商売に例えれば、県が卸問屋で、市町村に水道水を卸し、市町村が住民に小売りする。

供給範囲～栃木市、下野市、壬生町

取水量 0.403m³/秒≒34,909m³/日

供給水量 32,000m³/日(約8万人分)

栃木市 19,000m³/日

下野市 8,500m³/日

壬生町 5,000m³/日



県南広域水道用水供給事業のスケジュール

2017年度	委託調査(取水場所の検討) (株)日水コン 予算 436万円)
2018年度	委託調査(送水施設の検討) (予算750万円)
.....	
2021年度	基本設計
2022～23年度	実施設計
2022年度	厚生労働省に事業認可申請
2023年度	事業認可を取得
2024～26年度	建設工事
2027年度	一部給水
2030年度	全部給水

17

(2)表流水(思川開発による水道用水)を導入することによる問題

ア 水道料金の値上げが必要になる

現在は地下水を使用しているため、設備費及び維持管理費用が安価で済んでいる。

表流水の導入により地下水より遙かに高価な設備投資が必要となる。

表流水を水道水にするための薬品費や動力費、運転監視・施設維持・水質監視のための管理人員等による維持管理費用が地下水より大幅に増加する。

まだ試算の段階ではあるが、専門家によると少なくとも40%から60%の値上げになると予想されている。

さらに、今後は老朽設備の更新、設備の耐震化等を行う必要もあり、料金はさらに上がることも予想される。

19

3. 思川開発で水道用水を確保する必要はない (1)二市一町の水道は現在も今後も今の水源で対応できる

ア 水道水の需要量

現在使用している地下水源は、水道水の使用量に対してまだ十分余裕がある。

今後は少子化による人口減少が予想されることや、トイレや洗濯機等の節水型機器への取り替え等により一人あたりの使用水量は横ばいか微減少傾向にあり、水道水の使用量は緩やかに減少傾向に推移すると予想されている。

このため、水道の量の面からは新たな水源を求める必要はない。

イ 水質

主に良質な深井戸を水源としており、水道の水質基準に適合したおいしい水を市民に提供している。現在のところ水道水源が汚染されてはいない。

ウ 今後も今のままで大丈夫

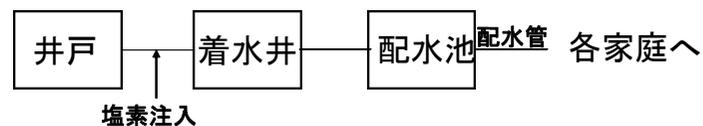
以上のことから、現在使用している地下水源は水量及び水質共に問題はなく、今後も今の水源で十分供給できる。

18

	供給単価	給水原価	単位:円/m ³
那珂川町	231.49	161.91	
那須烏山市	208.80	192.30	
大田原市	199.03	194.86	
茂木町	197.50	237.49	
塩谷町	197.26	299.11	
高根沢町	194.95	194.98	
さくら市	180.09	176.04	
宇都宮市	179.66	152.55	
那須町	178.77	195.67	
那須塩原市	176.98	164.68	
芳賀中部	175.09	174.21	
矢板市	170.55	150.70	
真岡市	168.81	184.73	
小山市	166.23	144.82	
鹿沼市	157.35	119.90	
壬生町	150.12	128.82	
上三川町	149.16	160.79	
栃木市	143.52	119.81	
日光市	142.30	139.85	
佐野市	133.56	120.76	
下野市	131.02	113.78	
野木町	126.88	114.39	
足利市	117.44	100.32	
県平均	168.55	162.72	

20

地下水の浄水



21

イ 水道水質の低下

・水温の変化

地下水の場合には年間ほぼ一定の水温だが、表流水の場合には外気温とほぼ同じ水温となるため、夏ぬるく冬冷たい水になる。

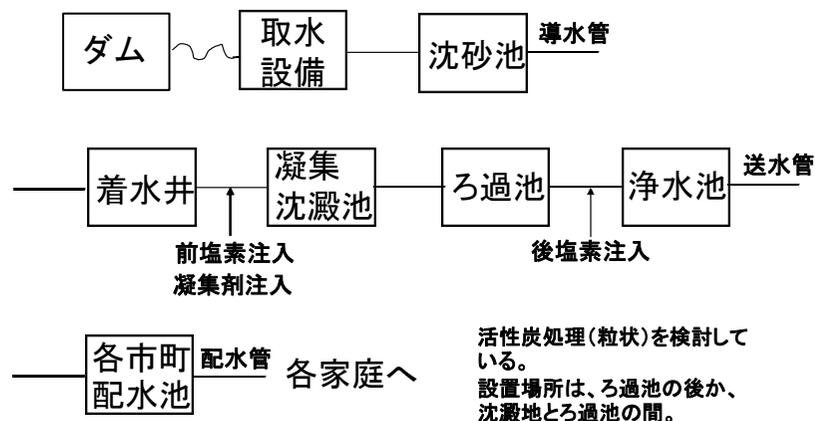
・味が低下する

水の味に関しては、地下水はマイルドな味であるが、表流水の場合には水質の低下などにより雑味のある水となり、地下水より味がまずくなる可能性が高い。

表流水は、原水の水質が地下水より水質が悪いため、飲料水とするために沈澱、ろ過の処理に加え、より多くの塩素消毒等が必要となり、地下水に比べてより多くの薬品を使うことになる。

23

表流水の浄水



22

・さらに問題なのは

水が溜まらないダム⇒水質悪化

研究者からは南摩ダムは水が溜まらないダムとの指摘がある。このため、ダム湖の水位低下により、富栄養化、さらにはカビ臭など貯留水の水質が悪化することが危惧される。

水質汚染事故

上流からの工場排水や灯油の不法投棄等の水質事故が発生することもある。これらの表流水の水質悪化等により、活性炭など特殊な処理が必要となり、ひどい時には取水を停止することもある。

結果的に、地下水より多くの塩素投入によるカルキ臭い水、表流水の水質が地下水より落ちるため雑味が出てくる等、水道水の水質が低下する。

24

4. 表流水を使おうとしている栃木県の考え方

- 栃木県は、水道事業の認可など具体的な計画がないまま思川開発により水道用水を確保しようとしていた。
- 国土交通省は、ダム事業の検証作業が始まったことにより、栃木県に対して必要性を確認してきた。
- 栃木県は、この対策として「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討《報告書》(2013年3月)」を急遽作成し、県南の栃木市、下野市および壬生町の水道水源を地下水から表流水に一部転換(地下水100%⇒地下水65%、表流水35%)するので必要とした。苦肉の策としか思えない。

25

(1) 栃木県が表流水を導入しようとしている理由

栃木県は、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されているとして、危機管理上から思川開発による表流水を導入しようとしている。

ア 地盤沈下

県南地域の特に小山市、野木町そして栃木市の旧藤岡町における地盤沈下をその理由に上げている。

しかし、この地域における地盤沈下に関しては、取水量が減少傾向にあり、ここ20年くらいは沈静化傾向にある。

取水規制は何故か思川開発による水道のみ35%カットで、その効果も明らかにしていない。しかも、具体的取水規制を行うのは水道のみで、一番大量に取水している農業用水や工業用水は規制していない。

2013年に関係する条例の改正を行っているが、実態を把握するための届け出制と緊急時の自主的な節水要請のみ。

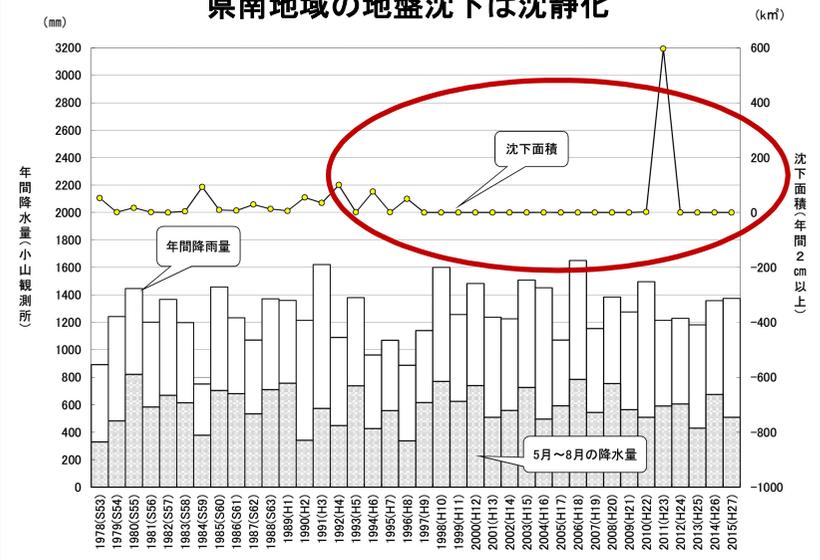
26

栃木県環境審議会地盤沈下部会報告書～地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について(2012年1月)

- ①1997年度以降は年間沈下量が小さくなり、2004年度及び2010年度を除いては年間2cmを超える沈下は観測されなかった。1997年度以降は、年間2cm以上の沈下が観測されることは少なくなったものの、地盤沈下は依然続いている。
 - ②県南地域における地盤沈下は、地下水採取量が増加する5～8月に地下水位が急激に低下することにより発生していることが、これまでの調査で明らかとなっている。特に、この期間の降水量が少ない年は、地下水採取量が増し、地下水位の低下が大きくなり、沈下量が増える傾向にある。
 - ③地盤沈下を防止するには、地下水採取の実態把握の強化と地下水位低下の抑制による地盤沈下の未然防止の制度化が不可欠である。栃木県生活環境保全等に関する条例改正(2013年)
- ①地下水採取量の報告
 - ②緊急時の節水要請～対象地域は栃木市(旧藤岡町)、小山市、野木町で、自主的に可能な範囲での節水を行うというもの。

27

県南地域の地盤沈下は沈静化

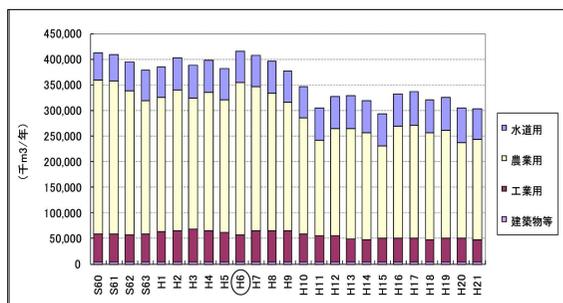


出典：栃木県地盤変動・地下水位調査報告書(平成27年度)

【注】2011年の沈下面積の増加は東日本大震災の影響による。

28

地下水採取量の大半は農業用地下水で、水道用地下水は2割のみであり、農業用地下水の減少で地盤沈下は沈静化した。



推計方法：水道用水…水道統計から算出、工業用水…工業統計から推計、農業用水…昭和60年は農業用地下水利用実態調査結果（農林水産省）、昭和61年以降は作付面積等から推計、建築物用水等…国土交通省及び栃木県の過去の調査から推計

図-4 県南地域における地下水採取量（推計値）の推移

出典：「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」（平成23年1月26日 栃木県環境審議会地盤沈下部会）4ページ

ウ 危機管理

栃木県は、地盤沈下や地下水汚染等が危惧されているとして、危機管理上から思川開発による表流水を導入しようとしている。

地下水は多数の井戸から取水している。仮に、一本の井戸が汚染されても他の井戸からバックアップが可能である。

地下水は、水質汚染などの危機管理に対しては表流水を導入しなくても元々多様な水源を持っているといえる。

表流水を導入することにより、単一の水源で35%も賄うことになり、この水源が水質事故や機器の事故等により使えなくなった場合の方が水量の面からは危機管理上問題となる。

思川開発の南摩ダムは、水が溜まらないとの指摘もあり、水質の悪化、水不足あるいは取水停止などむしろ危機が増加することが危惧される。

イ 地下水汚染

- 金属メッキやドライクリーニングなどで使用されるトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなど揮発性物質による汚染

揮発性で一部の地域での特定の工場など汚染源を特定できるということもありその対策は可能である。なお、この地域で水道水源での汚染事例はない

- 過剰な施肥や畜産排泄物、生活排水等が原因となる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染

乳児への影響(ヘモグロビン血症)が心配されるが、現在のところ、基準を大幅に超え、取水を制限するようになるような水道水源の汚染は出ていない。

- 県南地域の現状ではその対策を早急に取るような状況ではない
- 汚染を危惧するのなら、水道水源周辺での地下水保全対策のための条例化等の施策を進める方が先

栃木県の事業化に向けての動き

- 栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書(2013(H25)年3月)

地下水の表流水への一部転換(地下水100%⇒65%)

- 栃木県水道ビジョン(2015(H27)年3月)

県内の水道が抱える問題や、今後予想される課題を把握し、中長期的な視点から県内水道の目指すべき方向性と実現方策等について検討を行い、将来の本県水道の指針となる。思川開発を活用した県南地域の広域化の方向を定めている。

- 県南地域広域的な水道整備計画(未策定)

県南広域圏(足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町)の広域的な水道事業の整備計画

- 県南水道用水供給事業(仮称、未策定)

県南地域広域的な水道整備計画の基幹施設

県南広域的水道整備事業の事業認可までのスケジュール

(栃木県「平成25年度 県南広域的水道整備事業検討部会(第2回)(2013年11月5日)」)

①県南広域的水道整備協議会の設置 (2007年6月)

2018
年度の段階

②県南市町(協議会)の合意形成

⑤関係市町議会の同意

③広域的水道整備計画の策定要請

市町(協議会)→県
(水道法第5条の2第1項)

⑥県議会の同意

広域的水道整備計画の決定
(水道法第5条の2第2項)

④広域的水道整備計画(案)作成

水道整備基本構想の広域圏域単位で作成
広域的整備の基本方針
水道整備計画の区域
根幹的水道施設の配置等
(水道法第5条の2第3項)

⑦事業認可の取得

(厚生労働省に「県南広域的水道整備事業」
の認可を申請して事業認可を取得)

2023年度の予定

33

県内部での重要な議論が公表されていない

県が発表した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討《報告書》」「栃木県水道ビジョン」を読むと、地下水の一部を表流水に転換するしかないことになる。

でも、これしかないのか？

実は、これを公表する以前に県の内部で思川開発で水道用水を確保する必要があるのかという議論があった。

県は、これらの議論の全てを公表し、思川開発に水道水を求めるか否か、再度県民に問うべきである。

35

5. 視点を変え、何が問題か、どうすればよいのか

重要な議論が置き去りにされている

- 県内部での重要な議論が公表されていない
- 栃木県は水道料金が高くなることを言わない
- 県南地域の市民の権利が知らない間に侵害されている
- 思川開発で水道水源を確保しても水道水として全く使われなかったら？

34

県南地域の市民の権利が知らない間に侵害されている

美味しい水を享受する権利が、関係する県民の知らない間にいつの間にか奪われようとしている。

ダムの負担金などの費用がかかる、水道水の味が落ちる、水道料金が高くなる等は伝えなくて、県民に形だけのパブリックコメントを求め、一応県民の声は聞いたとし、思川開発に参画してしまった。この手法に問題がある。

関係自治体の意見は一応聴取している。

- 栃本市と下野市
「地下水と表流水のバランスを確保することについては理解できる」と回答
議会では、思川の水を使うかどうかは別と答弁。
- 壬生町
「地下水から表流水への一部転換を促進し、将来にわたり安全な水道水の安定的供給を確保するという案であり、特に依存はない」と回答

36

思川開発で水道水源を確保しても水道水として全く使われなかったら？

- 県は水道水源を確保するが、使い道がない(関係市町がどこも使わない)のでそのまま未利用水として宙に浮く。
- 使わなくてもダム建設負担金、ダム完成後には毎年ダムの維持管理費を支払わなければならない。
- **水源確保にかかる費用を県の一般会計(税金等)で負担する。**

37

6. 「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」及び関係団体の運動

- 2015年11月
3ダム訴訟に関わっていた市民オンブズパーソン定例会で、思川開発と栃木市の水道の関わりについて栃木市民に知らせる集会を開催できないかとの話が出てきた。
控訴審判決(東京高裁2014年1月)の、「**被控訴人が思川開発から撤退することも、政策的には選択肢の一つとして十分考え得るところではある…**」との記述を活かせないかとの話も出る。
- 2016年2月6日
「思川開発(南摩ダム)と県南市町～マズくて高い水はごめんだ～」
主催: ムダなダムをストップさせる会、思川開発事業を考える流域の会、市民オンブズパーソン栃木
- 2016年3月
「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」が発足

39

どうすればよいか

二市一町は、必要がないと、県に対して明確な意思を表明すべき

水道事業は、市町村が経営するのが原則であり、県が水道用水供給事業を実施するなら、関係市町村との協議が必要である。つまり、県が勝手に事業を実施することはできない。

県が水道用水供給事業を事業化するには、国の創設事業認可が必要で、同時に関係市町も事業変更認可が必要この時に、水道用水供給事業から水道水を購入する文書を取り交わすことになる。つまり、債務保証を取られることになる。

後で水道水がいらないといっても買わざるを得ない状況になる。京都府と大山崎町との間で、京都府の水道用水供給事業の水道水購入を巡って、大山崎町が裁判を起こしたが、それまでに取り交わした協定等により大山崎町は敗訴している。つまり債務が既に発生していたことになる。

38

- 2016年4月30日
「緊急！市民集会 思川開発と栃木市の水道水」
主催: 思川開発事業と栃木市の水道水を考える会
- 2016年7月31日
環境問題を考える会の総会の記念講演
「下野市の水道水源について考えるー「思川開発と地域の水資源環境」
主催: 環境問題を考える会
- 2016年12月
「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」が発足
- 2017年3月
「壬生町の水と環境を守る会」が発足
- 2017年4月30日
「おいしい水をいつまでも 緊急集会」
主催: 思川開発事業と栃木市の水道水を考える会、下野市の水道水を考える市民ネットワーク、壬生町の水と環境を守る会

40

- ・2017年8月19日
「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク設立集会」
主催：栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク準備会
- ・2018年3月12日
栃木市長、下野市長、壬生町長に第一次集約分の署名簿10、970名を提出する。
 - 栃木市民 1,476名
 - 下野市民 7,389名
 - 壬生町民 655名
 - その他 1,450名
 - 合計 10,970名
- ・2018年2月～3月
栃木市長候補者への説明。栃木市、下野市、壬生町の議員立候補予定者へのアンケート。

41

7. 代替案～未利用水の活用

・栃木県内にはダムにより確保したが使用していない水利権(未利用水)があり、栃木県が思川開発で確保使用としている水道用水(0.43? /秒)の代替水としてこれを活用することも考えられる。

所有者	用途	単位	未利用水	ダム名称	完成年
栃木県	工業用水	m3/秒	1.00	川治ダム	1983年
足利市	工業用水	m3/秒	0.30	草木ダム	1977年
	水道用水	m3/秒	0.06	松田川ダム	1996年
佐野市	水道用水	m3/秒	0.30	草木ダム	1977年

注) 栃木県が川治ダムで確保したのは1.83 m3/秒だが、このうちの0.83 m3/秒のみ工業用水として使用している。

43

各市町の市民団体の運動

- ・**市民への広報活動**
栃木市、下野市、壬生町の市民に、地下水100%の水道水に思川開発による表流水を導入し、地下水の一部を表流水に転換しようとしていること、このため水道料金の値上げが必要となり、水道水の味が落ちることをチラシ等で知らせる。
- ・**行政や議会に対しての活動**
行政や議会に対し、県南広域水道事業に関する情報公開と市民参加の市政推進をもとめる要望書や陳情書を提出する。
また、参加団体に関わっている議員による議会での一般質問及び議会傍聴。
- ・**署名活動**
2017年秋頃から署名活動を始め、2018年3月に第一次集約分を各首長に提出する。署名活動は現在も継続中である。
 - ・市町議会選挙立候補予定者に対するアンケート(2018年2月～3月)
 - ・栃木市長選挙立候補予定者に対する説明(2018年6月～7月)
 - ・栃木市議会議員への説明(2018年6月26日)
 - ・栃木市長への説明(2018年7月5日)
 - ・下野市長との面談、意見交換(2018年9月20日)

42

矛盾する栃木県の対応

栃木県議会の企業局事業等あり方検討会報告書(2010年3月)の中では、「未利用水については、工業開発需要に対応する水源として、また地下水対策に伴う転換水源として、長期的な視野の下、本県産業の発展に必要かつ貴重な水資源としてこれまで確保してきたものである。この活用については、**工業用水としての利用のほか、他用途への転換・流域全体での利活用等の可能性も視野に入れ検討すべきである。**今後国が行おうとしているダム事業の検証や水利用に対する政策の動向、さらには社会経済情勢の変化による将来の水需要を慎重に見極めたうえで県全体の水利利用について総合的に検討することが必要である。」としている。

しかし、思川開発事業の検証に関する検討の中で、国土交通省からの未利用水を水道水として代替できるかとの問い合わせに対し、栃木県は、「川治ダムの使用権は、**将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。**」と回答している。

44